品質管理規程

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日	作成者	承 認 日
1.0	初版	H21. 07. 01	総務部	H21. 06. 19
1. 1	規程作成細則実施に伴う書式変更	H22. 04. 01	総務部	H22. 03. 31

目 次

第	1条	目 的 1
第	2条	品質管理体制の構築
第	3条	品質管理の責任・権限 1
第	4条	役割の明確化 1
第	5条	品質管理の維持・向上 1
第	6条	品質目標の計画管理 1
第	7条	部内監査 1
第	8条	評価・見直し 1
第	9条	品質管理の記録 1
第1	0条	品質管理教育 1
第1	1条	改 廃 1

品質管理規程

規程番号 0204-0000-00-規

制定日 2009年 7月 1日

改正日 2010年 4月 1日

(目 的)

第 1 条 この規程は、各部が分掌業務を遂行するにあたって実施すべき品質管理に関する基本的 事項を定める。

(品質管理体制の構築)

第 2 条 各部長は、信頼性、安全性、効率性、コストおよび期限等を考慮して、分掌業務の品質 管理体制を構築しなければならない。

(品質管理の責任・権限)

第 3 条 各部長は、分掌業務の品質管理に関する責任と権限を有する。

(役割の明確化)

- 第 4 条 各部長は、分掌業務を遂行させるため副部長、係長等のライン長の下に、主担当・副担当をおき、作業ごとの係・照査・検印の役割を明確にしておかなければならない。
 - 2 業務の緊急性、即時対応の必要性を考慮して、権限委譲、代理処理等についても、予め 定めておかなければならない。

(品質管理の維持・向上)

第 5 条 各部長は、品質管理に当たっては、品質のばらつき・品質変化の測定、品質の点検・結果の記録、測定や点検結果の分析、重点項目の把握と対策の実施等について、必要な項目をPDCAサイクルとして作業手順に組み込み、維持・向上を図らなければならない。

(品質目標の計画管理)

第 6 条 各部長は、分掌業務遂行の中で発生した障害・事務ミス等を分析し、品質向上への取り 組みを作業計画に反映し、進捗管理を行わなければならない。

(部内監査)

第 7 条 各部長は、品質管理規程が遵守されていることを検証するため、定期的に部内監査を実施しなければならない。

(評価・見直し)

第 8 条 各部長は、分掌業務の品質管理に対する評価・見直しを指導するとともに、部内監査の 結果等で発見された改善策、是正・予防措置等について、指示しなければならない。

(品質管理の記録)

第 9 条 各部長は、品質管理の記録を保管し、監査役監査や内部監査で求められた場合に提示できるよう、努めなければならない。

(品質管理教育)

- 第 10 条 各部長は、自部門の従業員が常に品質に対する意識を持ち続けるため、適切な品質管理 教育を継続的に実施しなければならない。
 - 2 受入派遣者、外部委託先の常駐者に対しても、必要な場合は品質管理教育を実施しなければならない。

(改 廃)

第 11 条 この規程の改廃は、総務部が起案し、代表取締役が決裁する。